

第5回成田市農業委員会総会議事録

令和5年11月10日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和5年11月10日(金)
午後1時30分から午後3時25分

2. 開催場所 市役所6階 大会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 19名

議長	諏訪恵昨		
1番	木村知子	11番	矢崎光二
2番	大竹卓	12番	萩原孝次
3番	宮城敏彦	13番	小川美智子
4番	田中敏雄	15番	宇井甲司郎
5番	浅井弘一	16番	泉水厚子
6番	京相稔	17番	藤崎明
7番	加藤茂	18番	坂田一郎
8番	渡邊義行	19番	湯浅恵介
9番	諏訪和恵		
10番	森川光江		

5. 欠席委員 なし

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 令和5年度第9次農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 令和5年度第10次農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農用地利用集積等促進計画案(令和5年11月)について

議案第8号 成田都市計画生産緑地地区の変更について

- 報告第1号 専決処分について
報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について
報告第5号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	井上裕二
主幹兼農地係長	酒井宏幸
振興係長	鎌形清人
主査	宮内孝史
主査	青柳紀生

8. 傍聴人

なし

○議長 ただ今の出席委員は、19名全員です。

定足数に達しておりますので、第5回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、10月の総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、9番 諏訪和恵委員、11番 矢崎光二委員の両名を指名いたします。また、書記に鎌形振興係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 令和5年度第9次農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 令和5年度第10次農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農用地利用集積等促進計画案（令和5年11月）について

議案第8号 成田都市計画生産緑地地区の変更について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案8件、報告5件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

（井上事務局長の挙手あり）

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集3ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

全体で16件の申請がございました。

①売買でございます。8件の申請がございました。

1番、長沼にお住まいの譲受人が、南羽鳥にお住まいの譲渡人が所有する、北羽鳥

の田2筆、長沼の田2筆、及び南部の田2筆、合計5, 947㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、自宅から近い申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者もいないため、申請地を譲渡し、経営規模を縮小したい」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、宝田にお住まいの譲受人が、同じく宝田にお住まいの譲渡人が所有する、宝田の畑1筆、284㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、自宅から近い申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「後継者がいないため、申請地を譲渡し、経営規模を縮小したい」というもので、総会資料2ページが案内図でございます。

議案集4ページでございます。

3番、新川にお住まいの譲受人が、千葉市中央区の相続財産清算人が管理する、新川の畑2筆、田2筆、及び西大須賀の田1筆、合計4, 826㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、自宅から近い申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相続財産処分のため」というもので、総会資料3ページが案内図でございます。

4番、伊能にお住まいの譲受人が、同じく伊能にお住まいの譲渡人が所有する、伊能の田5筆、合計4, 267㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、自宅から近い申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相続により取得したが、耕作できないため」というもので、総会資料4ページが案内図でございます。

5番、伊能にお住まいの譲受人が、同じく伊能にお住まいの譲渡人が所有する、伊能の畑1筆、684㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、自宅から近く、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相続により取得したが、耕作できないため」というもので、総会資料5ページが案内図でございます。

続きまして、議案集5ページをお開きください。

6番、竜台にお住まいの譲受人が、千葉市緑区にお住まいの譲渡人が所有する、竜台の田1筆、1, 021㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付

されております。譲渡人の事由は、「後継者がなく、耕作できないため」というもので、総会資料6ページが案内図でございます。

7番、本三里塚にお住まいの譲受人が、北羽鳥にお住まいの譲渡人が所有する、北羽鳥の田2筆、南部の田5筆、北部の田2筆及び畑1筆、合計7,445㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「現在、農作業受委託契約に基づき耕作している当該農地を、譲渡人の希望により取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者もいないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料7ページが案内図でございます。

8番、譲受人である三里塚光ヶ丘の法人が、印西市にお住まいの譲渡人が所有する、松崎の畑1筆、297㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「農地を相続したが、耕作が困難であるため」というもので、総会資料8ページが案内図でございます。

議案集6ページでございます。

②交換でございます。2件の申請がございました。

1番及び2番は、同一の譲受人及び譲渡人による交換であり、相互に関係がございますので、一括してご説明いたします。

山口にお住まいの譲受人と譲渡人が、それぞれ所有する、山口の田1筆、49㎡と、同じく山口の田3筆、合計369㎡を交換により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、1番2番ともに「自宅から近く、耕作及び管理において利便性が増すため申請地を交換したい」というもので、譲渡人の事由も、同じく「交換により、耕作及び管理において利便性が増すため耕作地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書がそれぞれ添付されております。総会資料の9ページ及び10ページが案内図でございます。

議案集7ページをお開きください。

③贈与でございます。5件の申請がございました。

1番、大室にお住まいの受贈者が、福岡県福岡市城南区にお住まいの贈与者が所有する芝の畑3筆、合計1,389㎡の、贈与を受けたいという申請でございます。受贈者の事由は、「自宅から近く、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、「相続したが耕作できないため、親族に贈与する」というもので、総会資料11ページが案内図でございます。

続きまして、2番及び3番は、同一の受贈者による申請であり、関連がございます

ので、一括してご説明いたします。

北羽鳥にお住まいの受贈者が、2番は、富里市にお住まいの贈与者が所有する北部の畑2筆、及び田1筆、並びに北羽鳥の田1筆、合計2,498㎡の、贈与を受けたいという申請でございます。3番は、東京都練馬区にお住まいの贈与者が所有する北部の田1筆、1,021㎡の贈与を受けたいという申請でございます。受贈者の事由は、「姉と妹が相続した農地を引き続き管理するため、贈与を受ける」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、ともに「農地の一部を相続したが、今後のことを考慮し兄弟に贈与する」というもので、総会資料12ページ及び13ページが案内図でございます。

議案集8ページでございます。

4番、伊能にお住まいの受贈者が、同じく伊能にお住まいの贈与者が所有する伊能の畑1筆、710㎡の、贈与を受けたいという申請でございます。受贈者の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、「相続により取得したが、耕作できないため」というもので、総会資料14ページが案内図でございます。

5番、本城にお住まいの受贈者が、東京都東久留米市にお住まいの贈与者が所有する本城の畑1筆、492㎡の、贈与を受けたいという申請でございます。受贈者の事由は、「自宅から近く、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、「遠方に居住しており、耕作できないため」というもので、総会資料15ページが案内図でございます。

議案集9ページをお開きください。

④賃借権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、名木にお住まいの賃借人が、名木、西大須賀、及び東京都葛飾区にお住まいの賃貸人が所有する名木の田3筆、合計4,288㎡に、賃借権を設定したいという申請でございます。賃借人の事由は「経営規模拡大のため、申請地を賃借したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。賃貸人の事由は、「耕作が出来ない為、農地を貸し付けたい」というもので、総会資料16ページが案内図でございます。

以上で、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、田6筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者です。

続きまして、3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、畑1筆を取得し、粟を作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、相続財産清算人による財産処分のため、草刈りができなかったことから、今回の許可後、速やかに草刈り及びトラクターにより農地復元をする旨の誓約書が提出されております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、田3筆及び、畑2

筆を取得し、主に水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者です。

続いて、3条①売買の4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の4番は、田5筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続いて、3条①売買の5番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても当該農作業を行う必要があるために、権利取得者等が当該農作業に従事していれば、農作業に常時従事すると認められるものとする規定されており、要件を満たすものと判断されます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の5番は、畑1筆を取得し、里芋及び梅を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の5番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続いて、3条①売買の6番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の6番は、田1筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の6番については、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続いて、3条①売買の7番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の7番は、田10筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の7番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

最後に、3条①売買の8番につきましては、法人による農地の売買でございますが、法人形態は株式会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が定款及び登記事項証明書に目的欄に記載されております。

構成員要件の構成員は8名であり、議決権要件については、構成員である役員1名が法人の農業の常時従事者であり、その者の議決権の割合は66.7%となり、総数の過半を満たしております。

また、業務執行権要件は、構成員である役員及び重要な使用人2名が法人の農業に

常時従事しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」についてですが、申請地を事前に確認したところ、竹が繁茂している状態でありました。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の8番は、畑1筆を取得し、早生桐を作付けしたいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

しかしながら、この売買の8番についてですが、総会までに現地の農地復元が終わらない旨、申請者代理人より回答がありましたので、今月は保留とし、来月再度現地の状況を確認したうえで審査したいと考えております。以上でございます。

○議長 続きます、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 去る11月6日、午後1時から、市役所6階中会議室におきまして、第1小委員会を開催いたしました。農業委員5名、農地利用最適化推進委員2名、合計7名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

農地法第3条の許可申請案件については写真による確認、農地法第4条及び第5条の許可申請案件については現地確認を行いました。

議案第1号、農地法第3条①売買の1番につきましては、申請地は、南羽鳥共同利用施設の東、市道長沼1号線の西及び北側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。
続きまして、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。
(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の2番につきましては、申請地は、宝田公民館の南、市道宝田浅間線の西側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。
続きまして、①売買の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。
(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の3番につきましては、申請地は、新川共同利用施設の東、市道新川機場線の東及び西側に位置する農地で、畑及び田として管理されておりました。

審査の中で委員より、「畑では何を作るのか」との質問があり、事務局から「栗を作付けする計画です。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。
続きまして、①売買の4番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の4番につきましては、申請地は、伊能三区公民館の南東、市道伊能新木戸線の東及び南側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の4番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の4番は可決されました。

続きまして、①売買の5番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の5番につきましては、申請地は、伊能三区公民館の南、市道伊能鶴巻線の南側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の5番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の5番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の5番は可決されました。

続きまして、①売買の6番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の6番につきましては、申請地は、竜台共同利用施設の北、市道竜台6号線の西側に隣接する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の6番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の6番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の6番は可決されました。続きまして、①売買の7番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の7番につきましては、申請地は、南羽鳥共同利用施設の東、市道北羽鳥2号線の東及び北側、並びに市道北羽鳥1号線の北西側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の7番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の7番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の7番は可決されました。

続きまして、①売買の8番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の8番につきましては、申請地は、八生小学校の東、市道松崎中郷線の南側に位置する農地で、現況は耕作されておらず、竹が生い茂っておりました。

審査の中で、事務局より「申請地について申請人に確認したところ、総会までに農地復元が間に合わないとの回答でした。」との説明があり、審査の結果、本案は次回の審査まで事務局において指導していただき、今回は保留とし、継続審査とすることが妥当であるとの意見の一致をみました。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の8番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(坂田委員の挙手あり)

○議長 坂田委員

○坂田委員 一つお聞きしたいのですが、農地の復元が未了であるということで保留になったということだと思のですが、次の委員会においても、農地の復元が未了であった場合は、また議案として出すのでしょうか。それとも出さないで、復元が確認でき次第、議案として出すのでしょうか。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 復元が確認できてからの申請になりますが、今回のこのような事例があったことから、今月の申請からは、申請時に現地写真を添付してもらうよう、手続きの変更を考えております。

(矢崎委員の挙手あり)

○議長 矢崎委員

○坂田委員 確認ですが、今は竹が繁茂しており、それが解消されるまでは保留ということですけど、前回、確約書をつけて議案を通したという事例があったと思うのですが、現地をきれいにするまでは保留として、一方では確約書を添付して議案を通すということで、その取り扱いの基準について伺いたいと思います。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 前回の法人の案件では、申請の段階で農地所有適格法人であり、認定農業者でもあることから、信頼性という点も加味しておりますが、申請の段階で草がまだ生い茂っているが、農地復元について確約書をつけて受付をしたという経緯がありますが、今回の法人の申請は、受付の際は大丈夫でしょうということであり、代理人にも現地の確認は行っていませんでした。事前の事務局職員による現地確認で、現地が荒れていることが判明しましたが、農地復元が間に合わないことから保留とし、翌月まで延ばしてほしいという、相手側からの申し出もありました。基準としては特に定めておりませんが、タイミング等の問題から今回保留案件とさせていただきたいと考えております。

○矢崎委員 ケースバイケースということなのでしょうが、不公平が生じないように、ある程度統一的な基準に基づいて、申請を受け付けるなどの取り扱いをしていただくよう要望します。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の8番を採決いたします。小委員長報告では継続審査でありますので、継続審査についてお諮りいたします。

本案について継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の8番は継続審査とすることとされました。

続きまして、②交換の1番及び2番につきましては、相互に関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 3条②交換の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、交換の1番は、田1筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから交換の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条②交換の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、交換の2番は、田3筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから交換の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、②交換の1番及び2番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条②交換の1番及び2番につきましては、申請地は、成田北高等学校の北東、市道成田ニュータウン中央線の東側に位置する農地で、田として管理されておりました

審査の中で委員より、「交換する農地の面積がかなり違うが、等価交換でなくてもよいのか」との質問があり、事務局から「農地法上は等価交換でなくても問題ありません。」との回答がありました。また、「譲受人と譲渡人が同じ苗字であるが、親戚なのか」との質問があり、事務局から「特に親戚であるとは聞いておりません。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②交換の1番及び2番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②交換の1番及び2番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

まず、②交換の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②交換の1番は可決されました。

続きまして、②交換の2番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②交換の2番は可決されました。

続きまして、③贈与について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 3条③贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書

類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の1番は、現況：畑3筆を取得し、甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、受贈者は認定農業者ではありません。

続いて、3条③贈与の2番及び3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても当該農作業を行う必要があるために、権利取得者等が当該農作業に従事していれば、農作業に常時従事すると認めるものとする規定されており、要件を満たすものと判断されます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の2番及び3番は、田3筆及び畑2筆を取得し、田では水稻、畑では主にじゃがいもやなすなどを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の2番及び3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、受贈者は認定農業者ではありません。

続いて、3条③贈与の4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の4番は、畑1筆を取得し、

主に里芋などを作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、受贈者は認定農業者ではありません。

最後に、3条③贈与の5番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の5番は、畑1筆を取得し、甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の5番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、受贈者は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、③贈与の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条③贈与の1番につきましては、申請地は、芝共同利用施設の西、市道大室芝線の南側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「地目が農地ではないものがあるが、その場合でも、総会に諮るといふことか」との質問があり、事務局から「現況が農地であり、農家台帳にも載っていますので、農地として扱います。」との説明がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③贈与の1番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③贈与の1番は可決されました。続きまして、③贈与の2番及び3番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条③贈与の2番及び3番につきましては、申請地は、豊住ふれあい健康館の北、市道竜台塙下線の東側、ならびに豊住ふれあい健康館の東、市道北羽鳥十日川線の東側に位置する農地で、田及び畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、③贈与の2番及び3番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③贈与の2番及び3番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

まず、③贈与の2番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③贈与の2番は可決されました。

続きまして、③贈与の3番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③贈与の3番は可決されました。

続きまして、③贈与の4番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条③贈与の4番につきましては、申請地は、伊能三区公民館の南東、市道伊能新木戸線の西側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、③贈与の4番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③贈与の4番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③贈与の4番は可決されました。続きまして、③贈与の5番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条③贈与の5番につきましては、申請地は、本城小学校の北、市道本城小学校線の東側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、③贈与の5番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③贈与の5番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③贈与の5番は可決されました。

続きまして、④賃借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 3条④賃借権の設定の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の1番は田3筆を借り受け、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集

団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、賃借人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、④賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条④賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、大栄消防署下総分署の西、市道中里名木線の北及び、市道中里名木旧道線の南側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、④賃借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、④賃借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条④賃借権の設定の1番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての②使用賃借権の設定の1番と同一の事業であり、関連がございますので、一括して提案いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集10ページをお開きください。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、でございます。1件の申請がございました。

本案件につきましては、11ページの議案第3号、②使用賃借権の設定の1番と同一の事業であり関連がございますので、一括してご説明いたします。

農地法第4条の1番は、大袋にお住まいの申請人が、大袋の畑1筆の一部、1,192.01㎡を、次ページでございます。農地法第5条②使用貸借権の設定の1番は、大袋にお住まいの借受人が、同じく大袋にお住まいの貸付人が所有する、大袋の畑1筆の一部、1,192.01㎡を借り受け、ともに「長屋住宅用地」として転用したいという申請でございます。総会資料17ページが案内図、18ページが公図の写しでございます。

以上で、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 それでは、農地法第4条の1番及び農地法第5条②使用貸借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 4条の1番及び5条②使用貸借権の設定の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、長屋住宅用地です。資力及び信用については、融資見込証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年12月10日着手、令和6年8月10日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法につきましては、開発許可申請書が近日中に提出される見込みです。

道路法につきましては、道路工事施行承認書が令和5年2月13日付けで交付されております

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、敷地内で浸透槽により貯留浸透し、オーバーフロー分は赤道に新設した集中柵、U字側溝に放流する計画です。また農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第4条の1番及び農地法第5条②使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第4条の1番及び議案第3号、農地法第5条②使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、大袋公民館の南、国道464号線の南側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、更地のような状態でした。

審査の中で委員より、「長屋住宅の申請というのは、親から農地を借りて、アパート経営をするということか」との質問があり、事務局から「父と子の共同事業主による申請という形になります。」との説明がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第4条の1番及び農地法第5条②使用貸借権の設定の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第2号、農地法第4条の1番及び議案第3号、農地法第5条②使用貸借権の設定の1番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、議案第2号、農地法第4条の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第4条の1番は可決されました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条②使用貸借権の設定の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条②使用貸借権の設定の1番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、報告第2号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、と関連がございますので、審査の都合上、順序を変更し、報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取下願について、を議題といたします。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、報告第2号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集 88 ページをお開きください。

報告第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の取下願について、でございます。
1 件の取下願がございました。

令和 4 年 1 月 9 日開催の第 29 回総会におきまして、許可相当としてご承認をいただいた案件でございますが、譲受人が死亡したことから、許可申請の取下願が提出されたものでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可処分の取下願について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 報告第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の取下願につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。
(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第 2 号を終了させていただきます。

○議長 次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集 11 ページをお開き願います。

議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、でございます。全体で 28 件の申請がございました。

①売買でございます。2 件の申請がございました。

1 番は、先ほどの報告第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の取下願について、と関連する案件でございます。

並木町にお住まいの譲受人が、山口にお住まいの譲渡人が所有する、山口の畑 1 筆、363㎡を売買により取得し、「専用住宅用地」として、転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料 19 ページが案内図、20 ページが公図の写しでございます。

2 番、西大須賀にお住まいの譲受人が、同じく西大須賀にお住まいの譲渡人が所有

する、西大須賀の畑1筆、997㎡を売買により取得し、「農家住宅用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料21ページが案内図、22ページが公図の写しでございます。

続きまして、②使用貸借権の設定でございます。7件の申請がございました。

1番につきましては、先程、議案第2号と併せてご審議いただきました。

それでは、議案集の12ページでございます。2番から4番までは、同一の事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

借受人である三里塚光ヶ丘の法人が、2番は、十余三にお住まいの貸付人が所有する、十余三の畑4筆、合計13,045㎡に、3番は、貸付人である千葉市中央区の法人が所有する、十余三の畑1筆、1,755㎡に、4番は、貸付人である古込の法人が所有する、十余三の畑1筆、2,945㎡に、使用貸借権を設定し、「埋蔵文化財試掘調査用地」として、令和6年6月30日まで一時転用したいという申請でございます。総会資料23ページが案内図、24ページが公図の写しでございます。

議案集13ページをお開きください。

5番、借受人である十余三の法人が、同じく十余三にお住まいの貸付人が所有する、堀之内の畑4筆、合計5,173㎡に使用貸借権を設定し、「資材置場用地」として転用したいという申請でございます。総会資料25ページが案内図、26ページが公図の写しでございます。

続きまして、6番及び7番は、同一の事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。借受人である所の法人が、6番は、所にお住まいの貸付人が所有する、所の田1筆の一部、130.28㎡に、7番は、所にお住まいの貸付人が所有する、所の田1筆の一部、143.58㎡に、使用貸借権を設定し、「砂利搬出路用地」として、令和6年11月30日まで一時転用したいという申請でございます。総会資料27ページが案内図、28ページが公図の写しでございます。

議案集14ページでございます。

③賃借権の設定でございます。新規の許可申請が2件、許可後の計画変更承認が17件、合計19件の申請がございました。

1番、賃借人である東京都品川区の法人が、東金山にお住まいの賃貸人が所有する、久米の田3筆の各一部、合計1,791.6㎡に賃借権を設定し、「重機・資材置場用地」として、令和6年3月29日まで、一時転用したいという申請でございます。総会資料29ページが案内図、30ページが公図の写しでございます。

2番、賃借人である大清水の法人が、賃貸人である古込の法人が所有する、天神峯の畑1筆及び畑4筆の各一部、合計1,469.04㎡に賃借権を設定し、「貸店舗拡張用地」として転用したいという申請でございます。総会資料31ページが案内図、

32ページが公図の写しでございます。

議案集15ページをお開きください。

「許可後の計画変更承認」の3番から議案集20ページの17番までは、同一の事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

賃借人である東京都千代田区の法人が、3番は、一坪田にお住まいの賃貸人が所有する、前林の畑2筆、及び畑2筆の各一部、合計2,799.96㎡に、4番は、多良貝にお住まいの賃貸人が所有する、前林の畑3筆の各一部、合計2,790.69㎡に、5番は、富里市にお住まいの賃貸人が所有する、前林の畑1筆の一部、579.69㎡に、6番は、前林にお住まいの賃貸人が所有する、前林の畑1筆の一部、364.95㎡に、7番は、前林にお住まいの賃貸人が所有する、前林の畑1筆の一部、409.48㎡に、8番は、前林にお住まいの賃貸人が所有する、前林の畑1筆の一部、263.59㎡に、9番は、一坪田にお住まいの賃貸人が所有する、前林の畑1筆、及び一坪田の畑1筆の一部、合計2,562.47㎡に、10番は、一坪田、及び富里市にお住まいの賃貸人が所有する、一坪田の畑1筆の一部、214.07㎡に、11番は、一坪田にお住まいの賃貸人が所有する、一坪田の田1筆、49㎡に、12番は、前林にお住まいの賃貸人が所有する、前林の畑1筆、1,595㎡に、13番は、前林にお住まいの賃貸人が所有する、前林の畑1筆、1,057㎡に、14番は、前林にお住まいの賃貸人が所有する、前林の畑1筆、686㎡に、15番は、一坪田にお住まいの賃貸人が所有する、一坪田の畑1筆、1,662㎡に、16番は、一坪田にお住まいの賃貸人が所有する、一坪田の田1筆の一部、890.31㎡に、17番は、一坪田にお住まいの賃貸人が所有する、一坪田の畑1筆、812㎡に、それぞれ賃借権を設定し、砂利採取計画の変更により一時転用期間を延長し、「砂利採取及び搬出路用地」として、令和6年11月30日まで使用したいという申請でございます。総会資料33ページが案内図、34ページが公図の写しでございます。

18番、賃借人である茨城県稲敷市の法人が、吉岡にお住まいの賃貸人が所有する、吉岡の田1筆の一部、442.06㎡に賃借権を設定し、砂利採取計画の変更により一時転用期間を延長し、「砂利採取及び搬出路用地」として、令和6年7月31日まで使用したいという申請でございます。総会資料35ページが案内図、36ページが公図の写しでございます。

19番、賃借人である松子の法人が、松子及び前林にお住まいの賃貸人が所有する、松子の田1筆、474㎡に賃借権を設定し、砂利採取計画の変更により一時転用期間を延長し、「砂利採取及び搬出路用地」として、令和6年11月30日まで使用したいという申請でございます。

総会資料37ページが案内図、38ページが公図の写しでございます。

以上で、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、農地法第5条①売買の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条①売買の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、融資見込証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年12月25日着手、令和6年5月10日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法につきましては、開発許可申請書が近日中に提出される見込みです。

道路法につきましては、道路工事施行承認申請書が近日中に提出される見込みです。

計画面積の妥当性については、363平方メートルの敷地に、建築面積約96平方メートルの専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから、妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水浸透枳を設置し、オーバーフロー分を道路側溝へ放流する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条①売買の1番につきましては、申請地は、美郷台地区会館の西、市道山口下井戸線の北側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の1番は可決されました。

続きまして、農地法第5条①売買の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条①売買の2番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和5年8月18日公告により除外済みです。除外後は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、住宅で集落に接続して設置されるものであるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、農家住宅用地です。

資力及び信用については、融資見込証明書及び残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和6年2月10日着手、令和6年8月27日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、997平方メートルの敷地に、建築面積約96平方メートルの農家住宅、農作業場及び駐車場などを設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ農家住宅の上限である、おおむね1,000平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地なので、雨水浸透柵にて敷地内浸透とし、オーバーフロー分は最終柵を経て、市道側溝に放流とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の2番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条①売買の2番につきましては、申請地は、西大須賀共同利用施設の西、市道西大須賀浅間作線の北側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の中で委員より、「騒音地区での転用案件であると思うが、建築確認等の手続きは問題ないのか」との質問があり、事務局から「騒音地区からの移転であるが、移転先が騒音地区から微妙にずれているため、問題ありません。」との説明がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の2番は可決されました。

続きまして、②使用貸借権の設定の2番から4番につきましては、同一の事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条②使用貸借権の設定の2番から4番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和元年7月24日公告により除外済みです。除外後は、第2種農地に該当します。

転用目的は、ゴミ焼却施設建設に伴う埋蔵文化財試掘調査用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性について、令和5年12月1日着手、令和6年6月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水は貯留及び抑制し、許容放流量にて既設排水施設に放流し、汚水は場内処理し、場外への排出はありません。

施工後は、農地に復元する計画であり、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題

は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②使用貸借権の設定の2番から4番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条②使用貸借権の設定の2番から4番につきましては、申請地は、成田国際空港の東、市道十余三新田線の東側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②使用貸借権の設定の2番から4番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の2番から4番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、②使用貸借権の設定の2番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②使用貸借権の設定の2番は可決されました。

続きまして、②使用貸借権の設定の3番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②使用貸借権の設定の3番は可決されました。

続きまして、②使用貸借権の設定の4番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②使用貸借権の設定の4番は可決されました。

続きまして、②使用貸借権の設定の5番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条②使用貸借権の設定の5番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和5年8月18日公告により除外済みです。除外後は、第2種農地に該当します。

転用目的は、資材置場用地です。

建築資材の受注量の増加に伴う資材置場の確保が急務となったことにより、許可申請をするものであります。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、許可後すみやかに着手する予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、隣接農地への被害防除対策として、雨水は敷地内浸透とし、車両出入口にグレーチングを設置し、施設外への放流を防止します。

敷地内に留置する建設資材の高さは、3mから5mであり、周辺農地への日照、通風への影響はありません。また、隣地との境界に土堤を設置し、建築資材の飛散や流出を防止します。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②使用貸借権の設定の5番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条②使用貸借権の設定の5番につきましては、申請地は、堀之内共同利用施設の南東、市道天神峰堀之内線の南側に隣接する農地で、現況は碎石により舗装がされており、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②使用貸借権の設定の5番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の5番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②使用貸借権の設定の5番は可決されました。

続きまして、農地法第5条、②使用貸借権の設定の6番及び7番につきましては、同一の事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○宮内主査 5条②使用貸借権の設定の6番及び7番です。

農地の区分は、農用地域内にある農地です。

農用地域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用で、その必要性も認められます。また、農振計画の達成に及ぼす影響について、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、砂利採取事業に伴う搬出路用地です。

資力及び信用については、残高証明書等が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

土地改良事業については、土地改良区として、差支えない旨の意見書が添付されております。

申請の用途に供することの確実性については、令和3年7月28日着手、令和6年11月30日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについては、砂利採取法は、近日中に採取計画の変更認可申請書を提出する予定です。

森林法は、令和7年11月30日まで許可されております。

申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、既に賃貸借契約を締結しております。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、事業は令和3年7月28日から許可を受けて行われているもので、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、復元計画については、完了後、水稻を作付けする誓約書が添付されています。

なお、転用目的、期間については、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②使用貸借権の設定の6番及び7番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条②使用貸借権の設定の6番及び7番につきましては、申請地は、新佐原変電所の西、市道所上小川線を東及び北側に位置する農地で、現状はこれまでの一時転用許可のとおり、砂利搬出路用地として使用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②使用貸借権の設定の6番及び7番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の6番及び7番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、②使用貸借権の設定の6番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②使用貸借権の設定の6番は可決されました。

続きまして、②使用貸借権の設定の7番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②使用貸借権の設定の7番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条③賃借権の設定の1番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地に該当します。

農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用で、その必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、重機・資材置場用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

土地改良事業については、成田用水土地改良区より、差支えない旨の意見書が添付

されております。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年12月1日着手、令和6年3月29日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、敷地内処理とする計画です。

なお、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条③賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、久米共同利用施設の西、市道山之作線の北側に隣接する農地で、現状は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③賃借権の設定の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条③賃借権の設定の2番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地

に該当します。

転用目的は、貸店舗拡張用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和6年1月20日着手、令和6年3月31日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、道路法につきましては、道路工事施行承認書が令和5年10月17日付けで交付されています。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水浸透貯留槽を設け、既存の貯留槽に接続する計画です。なお、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の2番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条③賃借権の設定の2番につきましては、申請地は、公設地方卸売市場の南東、市道花植木センター線の東側に隣接する農地で、現状は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③賃借権の設定の2番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の2番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の2番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の3番から17番につきましては、同一の事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の3番から17番です。

農地の区分については、農用地区域内にある農地及び第2種農地に該当します。農用地区域内の農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、事業目的達成のための一時的な利用で、その必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従って実施されることが確実であること。周辺農業等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われまます。

次に、転用許可基準による検討事項ですが、資力及び信用については、自己資金及び山砂販売代金を資金とする計画で、信用性においても問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、現在、申請の用途である砂利採取事業用地として使用中です。

行政庁の許認可等の見込みについて、砂利採取法は、採取計画認可申請書が令和5年10月17日付で受付されています。

森林法は、令和6年11月30日まで許可されております。

計画面積につきましては、土地利用計画図及び更新する理由書を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺の農地等に係る営農条件への支障について、事業は平成17年1月17日から許可を受けて行われているもので、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の3番から17番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の3番から17番につきましては、申請地は一坪田多目的集会施設の南、県道成田小見川鹿島港線から北側に入った農地で、現状はこれまでの一時転用許可のとおり、砂利採取

用地として使用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③賃借権の設定の3番から17番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の3番から17番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、③賃借権の設定の3番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の3番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の4番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の4番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の5番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の5番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の6番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の6番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の7番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の7番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の8番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の8番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の9番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の9番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の10番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の10番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の11番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の11番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の12番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の12番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の13番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の13番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の14番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の14番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の15番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の15番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の16番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の16番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の17番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の17番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の18番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の18番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地です。

農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用で、その必要性も認められます。また、農振計画の達成に及ぼす影響について、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従って実施されることが確実であること。周辺農業等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われま。

次に、転用許可基準による検討事項ですが、資力及び信用については、自己資金及び山砂販売代金を資金とする計画で、信用性においても問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、現在、申請の用途である土砂採取搬出路用地として使用中です。

行政庁の許認可等の見込みについて、砂利採取法は、採取計画認可申請書を近日中に提出する予定です。

森林法は、令和6年7月31日まで許可されております。

計画面積の妥当性については、土地利用計画図及び更新する理由書を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。なお、計画面積の変更はありません。

周辺の農地等に係る営農条件への支障については、事業は令和3年8月25日から許可を受けて行われているもので、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の18番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の18番につきましては、申請地は大栄工業団地の北東、市道吉岡9号線の東側に位置する農地で、現状はこれまでの一時転用許可のとおり、砂利採取用地として使用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③賃借権の設定の18番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の18番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の18番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の19番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の19番です。

農地の区分については、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用で、その必要性も認められるため、例外的に許可できる場合に該当します。

計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従って実施されることが確実であること。周辺農業等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われまます。

次に、転用許可基準による検討事項ですが、資力及び信用については、自己資金及び山砂販売代金を資金とする計画で、信用性においても問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、現在、申請の用途である土砂採取搬出路用地として使用中です。

行政庁の許認可等の見込みについて、砂利採取法は、採取計画認可申請書を近日中に提出する予定です。

森林法は、林地開発変更許可申請書を近日中に提出する予定です。

計画面積の妥当性については、土地利用計画図及び更新する理由書を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。なお、計画面積の変更はありません。

周辺の農地等に係る営農条件への支障については、事業は令和2年12月10日から許可を受けて行われているもので、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の19番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の

19番につきましては、申請地は大栄公民館の西、市道松子4号線の東側に位置する農地で、現状はこれまでの一時転用許可のとおり、砂利採取用地として使用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③賃借権の設定の19番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の19番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の19番は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

ここで10分の休憩を取りたいと思います。

(10分間休憩後再開)

○議長 会議を再開します。次に、議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集21ページをお開き願います。

議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、でございます。1件の申請がございました。

本来、農地の地目変更登記の手続きに際しましては、農地法による許可書に基づいた転用事実確認証明書を添付しなければ地目変更をすることはできません。今回の申請は、農地法の所定の許可を得ないまま20年以上経過し、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分を受けていない土地について、農地法の規定に基づく許可を要しない旨の千葉県知事等の証明を受けようとするものでございます。

1番、八千代市にお住まいの申請人が、取香の畑1筆、2,985㎡を「平成4年から駐車場用地として使用しているため、地目変更をしたい」との事由により、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願が提出されたものでございます。

証明願には、20年以上前に撮影(平成9年10月27日に撮影)された航空写真が添付されており、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分は受けておりません。資料につきましては、総会資料39ページが案内図、40ページが公図の写しでございます。

なお、この証明は、「千葉県農地転用関係事務指針」に基づくものであり、証明の主な目的としましては、本来は、農地法に基づく農地転用許可が必要であるにもかかわらず、許可を受けずに不動産登記法の手続きのみで地目変更がなされることを抑制す

るため、法務局及び登記官の協力を得て、指導による農地法等の法令遵守の効果を期待するものであって、不動産登記法による登記手続の運用を妨げるものではないとされております。

以上で、議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 次に、議案第4号の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の1番につきましては、申請地は、取香共同利用施設の北東、県道成田小見川鹿島港線の北側に位置する農地で、現況は駐車場として使用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第4号の1番は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第5号、第9次農用地利用集積計画の決定については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、小川 委員は、議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(小川 委員 退室)

○議長 それでは、議案第3号、令和5年度第9次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集22ページをお開き願います。

議案第5号、令和5年度、第9次農用地利用集積計画の決定について、でございます。

成田市長より、23ページに記載のとおり、「令和5年度 第9次農用地利用集積計画(案)について」の協議がありましたので、提出いたします。

議案集 24 ページでございます。

1. 所有権移転でございます。5 件ございました。

詳細につきましては、議案集 25 ページから 29 ページに記載がございますので、そちらでご説明いたします。

それでは、議案集 25 ページでございます。

1 番、四谷にお住まいの譲受人が、同じく四谷にお住まいの譲渡人が所有する、四谷の田 6 筆、合計 6, 250 m²を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買するものでございます。移転時期は、令和 5 年 12 月 25 日でございます。

本件につきましては、利用権設定に基づく賃貸借契約により、譲受人が賃借して耕作しておりましたが、この度、所有権移転に結びついたものです。

議案集 26 ページでございます。

2 番、長沼にお住まいの譲受人が、同じく長沼にお住まいの譲渡人が所有する、長沼の田 1 筆、1, 021 m²を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買するものでございます。移転時期は、同じく令和 5 年 12 月 25 日でございます。

本件につきましては、先月 10 月 10 日に開催されました第 4 回総会において報告をさせていただいた案件であり、所有者の申出によりまして、本農業委員会があっせんを行い、所有権移転に結びついたものでございます。

議案集 27 ページでございます。

3 番、長沼にお住まいの譲受人が、同じく長沼にお住まいの譲渡人が所有する、長沼の田 2 筆、1, 770 m²を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買するものでございます。移転時期は、令和 5 年 12 月 25 日でございます。

本件につきましても、第 4 回総会において報告をさせていただいた案件でございます。

議案集 28 ページでございます。

4 番、長沼にお住まいの譲受人が、同じく長沼にお住まいの譲渡人が所有する、長沼の田 3 筆、合計 3, 063 m²を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買するものでございます。移転時期は、同じく令和 5 年 12 月 25 日でございます。

本件につきましても、第 4 回総会において報告をさせていただいた案件でございます。議案集 29 ページでございます。

5 番、長沼にお住まいの譲受人が、同じく長沼にお住まいの譲渡人が所有する、

長沼の田1筆、1,021㎡を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。移転時期は、同じく令和5年12月25日でございます。

本件につきましても、第4回総会において報告をさせていただきました案件でございます。

以上で、議案第5号、令和5年度第9次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第5号につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第5号、令和5年度第9次農用地利用集積計画の決定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、令和5年度第9次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

退室されていた委員の入室をお願いいたします。

(小川 委員 入室)

○議長 次に、議案第6号、令和5年度第10次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集30ページをお開き願います。

議案第6号、令和5年度、第10次農用地利用集積計画の決定について、でございます。

成田市長より、31ページに記載のとおり、「令和5年度 第10次農用地利用集積計画(案)について」の協議がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、32ページから34ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、35ページから5

1 ページをご覧ください。

それでは、議案集 3 2 ページでございます。

1. 利用権設定、賃借権でございます。契約期間 3 年のものが、すべて田で 3 筆 1 件、4, 2 9 1 m²、詳細は 3 5 ページの 1 番でございます。内訳につきましては、再設定でございます。

議案集 3 3 ページをお開き願います。

2-1. 集積計画一括方式による利用権設定、まず使用貸借権でございます。契約期間 1 0 年のものが、田 4 2 筆 3 件、6 1, 3 8 1 m²、畑は 6 筆 3 件、6, 0 1 6 m² で、詳細は 3 6 ページの 1 番から 3 7 ページの 4 番でございます。

続きまして、賃借権でございます。

契約期間 1 0 年のものが、すべて田で 1 4 1 筆 3 8 件、2 0 6, 9 3 4 m²、詳細は 3 7 ページの 5 番から 4 3 ページの 4 2 番でございます。

合計の契約面積は、2 7 4, 3 3 1 m² で、田 1 8 3 筆 4 1 件、2 6 8, 3 1 5 m²、畑は 6 筆 3 件、6, 0 1 6 m² でございます。

内訳につきましては、新規設定が契約面積 1 6 4, 6 2 4 m² で、田 9 7 筆 2 1 件、1 5 8, 6 0 8 m²、畑は 6 筆 3 件、6, 0 1 6 m²、再設定の契約面積は、1 0 9, 7 0 7 m²、すべて田で 8 6 筆 2 3 件でございます。

続きまして、議案集 3 4 ページでございます。

2-2. 集積計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。詳細につきましては、議案集 4 4 ページから 5 1 ページの農用地利用集積計画一覧表のとおりでございますが、中間管理権に基づく転貸となるため、先ほどご説明いたしました、2-1. 集積計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認ください。

以上で、議案第 6 号、令和 5 年度第 1 0 次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 次に、議案第 6 号につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第 6 号、令和 5 年度第 1 0 次農用地利用集積計画の決定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第6号、令和5年度第10次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第6号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第7号、農用地利用集積等促進計画案(令和5年11月)については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、大竹 委員は、議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(大竹 委員 退室)

○議長 それでは、議案第7号、農用地利用集積等促進計画案(令和5年11月)について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集52ページをお開き願います。

議案第7号、農用地利用集積等促進計画案(令和5年11月)について、でございます。

今回ご審査いただくものは、利用集積計画により農地中間管理機構が貸手から借り受けた農地を、この促進計画にて担い手等へ貸付ける内容でございます。

成田市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、53ページに記載のとおり、農用地利用集積等促進計画案の意見徴収についての依頼がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、55ページ及び56ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積等促進計画一覧表につきましては、57ページから61ページをご覧ください。

それでは、議案集55ページをご覧ください。

1-1. 促進計画一括方式による利用権設定、賃借権でございます。すべて田で11筆8件、13,930㎡、詳細につきましては、議案集57ページ及び58ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。

内訳につきましては、新規設定が、田9筆6件、10,207㎡、再設定が、田2筆2件、3,723㎡でございます。

続きまして、1-2. 促進計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。

詳細につきましては、議案集59ページ及び60ページの農用地利用集積等促進計

画一覧表のとおりでございますが、利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明いたしました、1-1. 促進計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認ください。

続きまして、議案集56ページ、2. 再配分の転貸でございます。

すべて田で7筆2件、11, 327㎡、詳細につきましては、議案集61ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。

以上で、議案第7号、農用地利用集積等促進計画案（令和5年11月）について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第7号について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。
(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第7号、農用地利用集積等促進計画案（令和5年11月）につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第7号、農用地利用集積等促進計画案（令和5年11月）について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第7号の審議を終わらせていただきます。
退出されていた委員の入室をお願いいたします。
(大竹 委員 入室)

○議長 次に、議案第8号、成田都市計画生産緑地地区の変更について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。
(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集62ページでございます。

議案第8号、成田都市計画生産緑地地区の変更について、でございます。

成田都市計画生産緑地地区は、市街化区域内の農地が持つ緑地機能を保全することにより、良好な都市環境の形成を目的として、平成4年11月24日に94地区、面積32.57haを指定し、これまでに13回の都市計画の変更を行い、現在は77地区、面積25.37haの指定となっておりますが、成田市長より、生産緑地法施

行規則第1条並びに都市計画運用指針に基づき、農業委員会の意見を求められましたので提出いたします。

議案集63ページから65ページは、成田都市計画生産緑地地区の変更一覧及び変更の内訳総括表でございまして、66ページから76ページにつきましては、対象となる生産緑地地区の位置図でございます。

本変更案は、生産緑地地区のうち、市へ生産緑地法第10条に基づく買取りの申出があり、他の農業従事者への斡旋を行いました。取得希望者がいなかったため、生産緑地法第14条に基づく行為制限の解除がなされた地区につきまして、地区の一部及び全部の廃止を行うものでございます。

申出の理由といたしましては、主たる従事者の故障を事由とする地区が2地区あり、番号28号 宗吾第3生産緑地地区、及び59号 並木町第18生産緑地地区でございます。

また、生産緑地法第8条に基づき、市道整備に伴う用地買収により生産緑地地区の一部及び全部の廃止を行う地区として、番号81号 新駒井野第2生産緑地地区、及び83号 新駒井野第4生産緑地地区がでございます。

残り18地区につきましては、生産緑地の指定から30年が経過したことにより、買取り申出が可能となったことによるものでございます。

以上で、議案第8号、成田都市計画生産緑地地区の変更についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第8号について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第8号、成田都市計画生産緑地地区の変更につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第8号、成田都市計画生産緑地地区の変更について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第8号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集77ページをお開きください。

報告第1号、専決処分について、でございます。

成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、報告いたします。

議案集78ページをご覧ください。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。15件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、議案集86ページをご覧ください。

②農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出でございます。5件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

以上で、報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第1号、専決処分につきましては、質問等はございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集 89 ページをお開きください。

報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、でございます。

25 件の通知がございました。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第 3 号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第 4 号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集 95 ページをお開きください。

報告第 4 号 農地法の許可を要しない農地転用についてでございます。1 件の届出がございました。

①農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定による届出として、電気事業者が行う送電用電気工作物等の設置に係るものでございます。アーク溶射補修工事に伴う作業場用地としての一時転用の届出であり、添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第 4 号、農地法の許可を要しない農地転用について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第 4 号、農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。
(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第4号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第5号、農地等の現況に関する照会について、を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集96ページをお開きください。

報告第5号、農地等の現況に関する照会について、でございます。

①法務局の照会分として、千葉地方法務局香取支局より2件、成田出張所より1件、
合計3件の農地等の現況に関する照会がございました。

運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答
しましたのでご報告いたします。

以上で、報告第5号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただき
ます。よろしくをお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いいたします

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第5号、農地等の現況に関する照会につきましては、質問等はござい
ませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。
(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第5号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第5回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時25分)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年11月10日

議事録署名人
